

第13回 MoF・NGO 定期協議議事録

日時：2000年10月20日(金) 14:00 - 18:00

場所：財務省第3特別会議室

議題：

1. WCD(世界ダム委員会)報告書について
2. ADF8 について
3. サムットプラカン汚水処理プロジェクト(ADB/JBIC)
4. JBIC ガイドラインについて
5. サンロケ・ダム・プロジェクト
6. IMF・世銀総会と債務削減

出席者(順不同、敬省略)：

【財務省国際局】

開発機関課：丸山(課長)、榎、斎須、和家、米田、小森、山下、上石

開発政策課：芝野

開発企画課：木原、小林

開発金融課：前川

【世銀】

Najma Siddiqi(Senior Social Development and Learning Specialist NGO and Civil Society Unit, Social Development)

Yumi Sera(Task Manager, "Learning Across Borders: Capacity Building of NGO/CSOs in Asia Pacific" NGO and Civil Society Unit, Social Development)

【NGO】

北沢(ジュビリー2000)、高橋(アジア太平洋資料センター)、高瀬(アフリカ日本協会)、中野(九州国際大学)、松本郁子、岡崎(地球の友ジャパン)、松本悟、福田、大橋(メコンウォッチ)、井草(山梨英和短期大学)、片山(ワールド・ビジョン・ジャパン)、川上(AM ネット)、石口(A SEED JAPAN)、神田(ODA ネット)、足立、斎藤、石田、マッキントッシュ、倉戸(以上「環境・持続社会」研究センター)

配付資料：

【財務省】

9/8ADB プレスリリース「アジア開発銀行、第7次アジア開発基金財源補充で合意」

"Pak Mun: Attack Poverty, Not One Another"

1. WCD(世界ダム委員会)報告書について

松本悟：

世界ダム委員会の報告書が11月16日ロンドンで公表され、レコメンデーションがたくさん出ると言われている。これは世界銀行とIUCN(国際自然保護連合)に提出されることになっている。すでに7つのダムのケーススタディ、テーマ別スタディ、150のダムのクロススタディをやり、多くの報告書がウェブサイトを通じて公表されている。これに基づいて16日最終報告が出るが、これらのスタディには全て「WCDの見解ではない」と注釈がついている。

世界銀行から融資を受けた7つのダムについて具体的にスタディが行われたが、その中でタイのパクムンダムがメコンウォッチの関心事である。それについての最終報告はすでにウェブサイトで公表されているが、それを読む限り、非常に批判的で、問題をかなり厳しく書いている。

質問は16日に公表される提言に対して世界銀行は何らかの対応をすると考えられるが、個々のケーススタディはどのように受けとめるのか、対応のための情報源とする予定があるのかお伺いしたい。

MOF 丸山：

松本さんの問題提起をうけて、世銀にコンタクトをしたので経緯を含めて公表したい。

確かに、ケーススタディには「WCDの公式見解ではない」という記述がある。しかし、個別のプロジェクトにこれだけケーススタディでつまこんだ分析がされているのだから個々のコンサルタントの見解とはいえ、世銀としては何らかのインプットとして受け止めなければならないだろうという問題意識をなげかけたところ、いくつかのことがわかった。

1つは、世銀のタイ担当のカントリー・ディレクターが9月1日にバンコク・ポストに署名入りの記事を出している。その中でパクムンダムをとりあげ、タイ政府は問題解決のためにハイパワード・コミッションを設立すべきだと言っている。しかし、必ずしもそんな簡単ではない。つまり、新聞記事は世銀自体の公式見解を示すものではなく、カントリー・ディレクターの見解であること、もう一つはそのハイパワード・コミッションというアイデアに対して、タイ政府が非常にネガティブに考えているらしいということ。抗議グループが首相府に乱入するようなことがあったことも理由の一つのようだ。しかし、これは政府のことなのでこれ以上我々には調べようがない。

一方、世銀はハイパワード・コミッションが組成されるならサポートする。しかし、それはタイの人々によって組成されるべきで、世銀がすべきものではない。技術的な面でサポートが必要なのであればやるし、それは十分考えられる。そして、ハイパワード・コミッションが組成されれば、その報告書はタイ政府に提出されることになるだろう。そこに、どういう人が入るか等はまだ議論が進んでいない。これはすでにディスパースが終わっているプロジェクトであり、それに対して世銀として何ができるかという、強制的に何かをやる、例えば非常にテクニカルに言えば期限の利益を喪失させ一度に返せと言うなどの事項にはあたらない。積極的に何かをするというより間接的なレバレッジをきかず他ない。しかし、それも政府との関係もあってなかなかきかせにくい。さらに、タイの政治状況もあり、議会の解散が恐らく11月の初めにある。選挙後どうなるかという見極めもしにくく、極めて動きにくい状況であ松本悟：16日の最終報告書は絶対にリークしないようになっており、すでに皆はんこを押しているにもかかわらず、私たちには内容がわからない。これが出た段階で、それが多少なりとも個別のプロジェクトにタッチするのとも見極めながら、継続的に聞きしていきたい。

参考までに言うと、原田理事と首相府乱入のころに1時間ぐらいインフォーマルにお話しした。その際「プロジェクトのディスパースが終わったからといって世界銀行は関与も終わりということにはなら

ない。」とおっしゃっていた。そして、このケースは OED（業務評価局）が比較的問題がないというニュアンスの評価報告を出しており、マネージメントから独立した OED がそういう評価をしているものに、改めてマネージメントが問題があるとはいいいにくい。それを打開する唯一の道は信頼できる第三者による非常に優れたレポートが出ることで、それによって何か動く可能性はあるとおっしゃっていた。そのとき原田理事が WCD を念頭においていたかはわからないが、インフォーマルな会合なので理事にご確認いただきたい。そういうことから考えてもこの WCD（世界ダム委員会）が何らかのレバレッジとなり、世界銀行として対応しなくてはならないということになればと考えている。タイ側の動きもつぶさに見ていきたい。

MOF 丸山：

ここから先は私の見通しだが、個別のプロジェクトについて世界銀行は全く我関せずということにはならないと思う。それなりの関与はレポートの中で取り上げられるし、そのようにならざるを得ないと感じている。ただ先の事なのでわからない。我々もチェックし、情報はシェアしていきたい。

北沢：

91 年に IMF・世銀総会がバンコクで開かれたときに、バクムンダムの漁民、農民が世銀の理事たちと対決をした。翻訳不可能な山岳民族の言語で通訳はうまくいかなかったが、ちゃんと対話はしている。これはバクムンダムの始まる前のことなので、今ディスパースしてしまったからといって世銀が責任を逃れることはできない。そのとき、タイの人々のアセンブリー・オブ・プアーの原型となった運動が起こった。

MOF 丸山：

世銀は逃れるつもりはないと思う。実効的な手段として何があるかをつきつめていくと難しいということだと思う。

松本悟：

1 番重要なのは世銀が出しているこのプロジェクトへの評価が OED で止まっていること。つまり、このプロジェクトはもとのスケールを小さくし、住民移転を少なくし、経済的利益に多少目をつぶっても、社会環境影響を小さくしたすばらしいプロジェクトという評価が最後のレポートである。これを最後の公式見解としてしまうことに危惧がある。当然、直接今何かができるというのは住民にとって大きい問題だと思う。しかし、世銀のインスティテュションとして、ここで本当に止まってしまうのか。というのは、91 年 12 月の理事会で 3 カ国、アメリカ、オーストラリア、ドイツが反対票を投じ、カナダが棄権している。全会一致ではなく、かなり異論がありながらこの融資は決まった。そういう中で、91 年の EIA のスクリーニングや審査をどう行ったか、そしてそれが最終的にこういう結果になってしまったことをしっかり評価しなくてはならない。OED の評価が不足していたことを WCD は示している。世銀として住民に対して何ができるかに加え、自らこの案件をどう最終的に評価し今後につなげるのかも検討していただきたい。

MOF 丸山：

私自身もなかなか答えの出せない問題なので、世銀の事務局と話をし、どのような形がいいか考える。

例えば、新しい事情が出てきたときは事情変更の原則を適用し、もう一度評価をやり直すことも考えられる。あるいは、もう一度評価をやり直した上で、まだいろいろな形で被害を受けている住民に何ができるか、そこまで踏み込んでやるか等々。これはかなり大きな問題なので、世銀も問題意識を持っていると思う。

2.ADF8 について

松本悟：

ADF8 が沖縄で終わって、ADB のスタッフによるとイギリスが予想以上に拠出したので、増資交渉としては成功だったということである。ADB のホームページで見させていただくと 5 つぐらい業務の優先が書かれている。さらに、制度改革として Development Effective Committee ができると書かれてあった。ただ、これだけを読んでいても、何が話し合われ、どういう問題点が出され、今後の ADB は何が課題なのか見えにくい。是非この機会に今回の ADF8 の背景にどのような問題点のレビューがなされ、どういったドナー国の関心がそこで示されたためにこのような制度改革等ができたのか、またその中で日本はどう対応したのかご説明いただきたい。

MOF 丸山：

ADF8 における実施戦略、これは非常に重要な柱として今後 ADF がやっていくのがいいだろうというものを決めている。その中間レビューが 2003 年になされると思うが、レビュー時の実施項目も議論している。

MOF 和家：

昨年 10 月から ADF8 交渉が始まったが、今年 9 月の第 5 回目の交渉で合意に至った。今回は総額 56 億ドルとなり、成功裏に終わった。その背景だが、昨年 12 月アジ銀が貧困削減戦略を策定し、これが各ドナーから高い評価を得た。前回の ADF7 交渉と比べるとかなり順調に交渉が進み、拠出額も合計で 5 億ドル程増えている。前回より拠出を増やしたドナーとしては、イギリスがかなり拠出額を増加、それからスペインが倍増、ノルウェーも若干増額、オランダも 2-3 割、韓国が 3 割、アメリカは前回ちょうど 4 億ドルだったが、今回は 1200 万ドル増やし、4 億 1200 万ドル。日本は前回 10 億 2000 万ドルだったのが、今回 10 億 6100 万ドルとなった。なお、欧州諸国はユーロで拠出することになるが、前回と比べると欧州通貨が 3 割から 4 割下落しているものの、ドルベースでは前回よりも増やしている、それはつまり自国通貨になおすと 3 割から 4 割拠出負担が増えているということであり、かなり前向きに拠出していると言える。それから、新たにシンガポールがドナーとして参加、ポルトガルも最近加盟を決め、新たに拠出した。

ADF8 における具体的な政策としては、資金配分、これはパフォーマンス・ベースド・レンディングということ、それからグッド・ガバナンスの促進、ジェンダー、環境について合意があった。さらに ADB のマネージメントと出資国との連携を強化するため「援助効果評価委員会」を創設する等のイニシアティブを進めることとしている。

実施戦略として配布したメモにあるように、16 の項目が掲げられている。簡単に 1 から説明していく。

地域住民との対話、借入国との対話等を促進する。あるいは世銀の CDF とか PRSP 等との協調調整をはかりつつやっていくということ。

昨年末の貧困削減戦略の貧困層に配慮した経済成長、グッド・ガバナンス、ソーシャルセクターという3本柱を着実に実施してほしいとドナーから要望している。具体的にはパートナーシップ・アグリーメントを借入国と結び、借入国も貧困削減戦略を実施することを了解した上で実施していくことになる。

Performance-Based Allocation System は今回新たに項目に入ったもので、IDA12 やアフリカ開発基金でも導入されているシステムである。今回 ADF8 が 56 億ドルなので、4 年間だと毎年 14 億ドルとなる。これをどう配分するかということだが、ADF 適格国はアジ銀の中では 25 カ国あり、そのうち南太平洋等の小国、約 10 カ国については別枠なので、残りの 12 カ国について資金を配分していく事になる。基本的には人口と一人当たり GNP をベースに、ガバナンス、経済運営等を 6 段階評価し、それに基づき配分していくことになる。ガバナンス等が改善されない国にはこのようなペナルティを与えることで改善に対するインセンティブを与えるという考え方がもとになっている。具体的にいうと、たとえば人口が 2000 万人で一人当たり GNP が 500 ドルの国が 7 カ国あったとして、それが全く同じ評価であればそれぞれの国に 2 億ドルずつ配分されるという計算になる。最高の 6 という評価と最悪の 1 という評価とでは資金配分の差がだいたい 7 から 8 倍になる。

ガバナンス・アクション・プランは、ADB が今後 1 年間で具体的なガバナンスの改善についてのプランを策定するというもの。

民間部門開発政策の策定・推進は、スモール/ミディアム・エンタープライズとマイクロクレジット等の推進を重要視していったらどうかということ。

感染症対策はプライマリー・ヘルスケアが重要であること。そのため、WHO やユニセフ等そうした対策を行っている国際機関と協調しながら、そうしたプロジェクトを推進していくというもの。

ILO の国際労働基準をそれぞれのプロジェクトの中で適用していくというもの。

女性の地位向上については各プロジェクトにおいてどの程度ジェンダーに対する効果があるのかを必ず分析することを求めている。

環境ガイドラインおよび環境政策を ADB はすでに策定しているが、6、7 年たつので、これを年内ぐらいいで見直し、来年の前半には改訂、公表する事を求めている。

開発途上国間の協力推進は南南協力あるいは地域協力、グレイター・メコンや中央アジアの地域協力といったものを ADB に積極的にしてもらいたいというもの。

12、マネロン、麻薬密輸対策はそれぞれグローバルな課題ということでサミットでも求められているので、プロジェクトを行う場合にはこれらの対策を念頭において実施して欲しいということ。

評価システムは現状でも ADB のなかに評価オフィスがあるが、その独立性をさらに強化する。具体的には理事会メンバーを何名か入れ、より客観的な評価をするような形にしてはどうかということ。

業務手続きの見直しは先程申し上げた「援助効果委員会」を設置し、これも理事会の関与を高めることでより客観的にしようというもの。

途上国事務所の強化は今年の 1 月に理事会で承認されており、現状 12 カ国程しか事務所がないのを 20 カ国、つまりほとんどの借入国に設置する。これによって、NGO や地域住民との対話などきめ細かな対応ができるようにして欲しいということ。

これらの戦略を進めていくためのスタッフ、予算面の強化が必要であるということ。

これらの実施項目は毎回の ADF の増資交渉で策定され、中間レビューを必ず行っている。ADF8 については 2003 年の年次総会前に 1) ADF 借入国に対する貧困削減戦略の実施状況、2) Performance-Based Allocation System の実施状況、3) ADF 借入国に対するガバナンス・アクション・プランの進捗状況、4) 各種政策の見直し、5) 評価システムの見直し状況、6) ADF 融資業務の借入国へのインパクト・結果の分析、7) 業務プロセスの見直し、プロジェクトの質の向上、8) ADF 借入国の HIPC への参加状況についてレポートをまとめ、ドナーにレビューすることになっている。こういった項目自体は次回の ADF9 でも議論され、中身については今後の様々な援助の議論等の展開に応じ、変化していくものである。

斎藤：

まず、実施戦略項目を具体的に今お話頂いたが、もし詳細な内容がペーパー等であるなら見せてほしい。特に 3) の Performance-Based Allocation System について、これは他のドナー国の MDB に関する戦略等を考えるとイギリスやヨーロッパが主張しているのだと思うが、これが新たなコンディショナリティとなるのではないかと懸念している。ガバナンスとしてどういう項目が評価基準にされているのかが非常に重要。この点について日本政府はどう考えていらっしゃるのか。

2 点目は 6 段階評価するということが、具体的にどの部局がどういう基準で評価するかまで詳細に決まっているかおききたいということが 2 点目。

それから、各プロジェクトでジェンダー分析することを提言しているようだが、ADB のジェンダー専門家が非常に少ないことが過去数年の懸念であった。私の知る範囲では 1 人や 2 人はスタッフが配属されたと聞いている。しかし、これできちんとあらゆるプロジェクトに組み入れられるのか非常に懸念を感じる。これについて議論があったかお伺いしたい。

和家：

まず、実施戦略項目についてはドナーズレポートの中にまとめられている。ただ、これは 11 月に理事会で議論され、その後 5 月の総務会にはかられる。それが終わってからの公表になるので、今の段階では出しかねることをご了解いただきたい。

斎藤：

最終的には来年の総会までには公表されるか。

MOF 和家：

総務会の後なので、そういうことになる。

Performance-Based Allocation はそもそも IDA12 で導入されたものだが、ドナーとしては資金が有効に活用できるという観点と、なかなか経済分野やガバナンス等が改善されない国に対してメリハリをつけ資金を出す必要があるということで導入されている。ただ、6 段階評価であるが、1、6 はほとんどなく、2 から 5 という評価が中心であろう。ボランティアな資金なので拠出する側としてはやはり効果が出るよう配分したいということであり、欧米を含め全てのドナーが賛成している。IDA と異なっているのはアジアの国は評価が平均より上に来ることが多いこと。すでに IDA である程度評価が進んでいるが、アフリカや中南米の国は、国にもよるが、だいたい平均より下であるが、アジアの国は平均以上が大半である。従って、アジアの国の間でこのシステムを導入することにより大きな差が出て来ることに

はならないと思う。

MOF 丸山：

実施戦略はこれからこういう柱のもとにやろうというもので、細かいこと、たとえば Performance Criteria があるわけではない。これから事務局も交えて議論し、もう少し細かい枠組みをつくり、それから中間レビューの2のようなところでもう少し具体的な形がでてきて、それに対する評価がされることになる。

ジェンダーについても同じである。勉強不足で ADB のジェンダーの担当官が手薄なのは知らなかったが、ADB の事務局でどういう形の部局がどういう形で実施するかについてもこれからスタートするところである。

斎藤：

是非、日本として強く言っていきたい。

松本悟：

環境ガイドラインの見直しは進んでいると思っていたが、次期の ADF8 に盛り込まれた。私の認識不足かもしれないが進行状況などがわかれば簡単に教えていただきたい。

MOF 和家：

環境ガイドラインは今まさに策定しているところ。年内にはいろいろなコメントを求めペーパーを作り、来年の上半期には理事会で承認ということになっている。

松本悟：

パブリックコメントやコンサルテーションのようなプロセスを今ふんでいるわけではないのか。

MOF 和家：

確認していないが ADB がそのようなポリシーを作る場合、必ず前もって様々な NGO 等にコメントを求めるプロセスを実施すると思う。これについては確認する。(*注1)

松本悟：

これは意見だが、情報公開やアカウンタビリティに関わる部分がこの中に全く含まれていなかった。次の議題とも関連するが、ADB の情報公開政策は問題というか、ある意味時代遅れになりつつあると感じるが、それについて特に議論はなかったのか。

MOF 和家：

アジ銀は情報公開が最も進んでいる機関ではないかと言われている。

個別のプロジェクトでの地域住民との対話等については1) 地域住民との対話の促進に含まれており、途上国事務所の強化により対話が促進されるものと考えている。

斎藤：

ADF8 の交渉終了後、国内でこの拠出に関し最終的に承認を得るプロセスが必要になると思う。国会等の動きもあると思うがどのようなスケジュールで最終的に行われるのか。

MOF 和家：

ADF への出資は国債という形で出すことになっており、来年度予算の中に盛り込まれる形で国会の承認を得ることになる。もちろん現段階ではまだ国会の承認は得ていない。ただ、IDA と違って法律改正は必要ない。

神田：

環境ガイドラインのコンサルテーションのスケジュールに関し、何か大蔵省に情報が入ったら NGO にも提供をお願いしたい。

3. サムットプラカン汚水処理プロジェクト (ADB / JBIC)

神田：

これは今の情報公開のことにも関わる。ADB が情報公開という点で進んでいるのかについては NGO と認識の違いがあると思う。

福田：

前回もとりあげているので、どういった問題提起がされているかは省き、この件について 3 つ、それから情報公開について 1 つ質問したい。

まず汚職について、このプロジェクトはフィージビリティ・スタディで予定されていたチャオプラヤ河口の両岸から、東に 30 キロ行ったクロンダンに建設が移った。そこで環境影響評価を行っていないという問題も出てきているが、住民からクレームが出ている問題としては土地の取得に関する汚職疑惑がある。クロンダンの土地は以前政治家がからむ企業が所有しており、タイの経済危機が起こる前はゴルフ場を含むリゾート建設が予定されていた。経済危機以降その建設が見込めなくなったため、困った企業が政府に働きかけ、プロジェクトがそこにくるよう裏取引したのではという疑いがある。それを裏付けるものとして、土地がこの地域の公定価格の倍以上の価格で公害管理局に売却されている。この問題がチェンマイ総会以来ずっとあげられている。もちろん住民はタイの政府機関である National Counter Corruption Committee にクレームを出し調査するよう依頼している。同時にアジア開発銀行内の anti-corruption Unit にも調査を行うよう要請している。が、今のところこの件について積極的に動いているという話はきいていない。Anti-corruption Unit がこれを調査するよう住民から要請がきているし、私たちからもこの場を借りてお願いしたい。それから環境影響評価が行われていないという話をしたが、今現在現地で進行中である。JBIC の方にきいたところ、タイ語の報告書がそろそろ終わりで、英語版を作成して ADB に提出、ADB の許可を得た後公表するプロセスになっているようだ。これはどのような内容で、どのような進行状況なのかお伺いしたい。それから、全く情報公開がされない、住民も参加できない、もちろん建設はそのまま進んでいるというなかで行われるこの EIA にはどのような意味があるのかもお伺いしたい。もう一つその中で、汚水の排出に伴って漁業への影響があり、漁民に対して漁場の移転とそれに伴う補償という話が出てきているが、この進行状況はどのようになっているのか。

3点目は議題にはあげていなかったが、さきほど話題になっていた住民への情報公開についてである。住民が文書を公開するようにタイ政府に対して10月2日に要請すると同時に、12日にはADBに対して情報公開の請求をしている。公開を求めている20の文書のリストがここにあるので後でお渡しするが、これについてADBに日本政府から働きかけていただきたい。

もう一点、この件からは若干離れるが、私たちが企画したシンポジウムで丸山課長がADBにおいて住民参加型の開発支援を日本政府としては押していく、そのためにいろいろな文書の翻訳をやっていたとおっしゃっていた。JSF（日本特別基金）から翻訳のパイロットプロジェクトにテクニカル・アシスタントがあり、8月に終わったという話をきいた。具体的にどのような文書が何語に翻訳されたのか情報があるならば後ほどいただきたい。それから、たとえばサムットプラカンのプロジェクトでも、実際現地住民が必要とする文書の現地語への翻訳のために使っていただきたい。

MOF 丸山：

後半部分は事前に（質問を）いただいていたので、十分答えられないかもしれない。

まず、サムットプラカンの汚職について、聞いてみると公式見解に加えいろいろ出てきた。土地を1raiあたり103万バーツで買い上げたのはそのとおりだが、タイ政府の説明では、最近近くに建設された刑務所用地でも同じ金額で支払われているということである。汚職の申し立てについては、今タイ政府の反国家汚職委員会が調査しているという返答だった。また、ADBの監査室が調査を開始しているという情報もあった。それは誰がどうやるのか聞くと、今週あるいは来週、監査室のミッションが現地に出張し、コミュニティ・リーダー達と協議し、意見交換するということである。現段階ではもちろん汚職の証拠はつかめていないが、何らかの決定的な証拠が出てきた場合にはローンの停止等の厳正な処置をすると言っている。反国家汚職委員会の結論が出れば当然それまでだが、もう一つADB独自で監査室がミッションを派遣し、調査している。1回のミッションでは結果が出ないかもしれないが、そこで決定的な証拠が出れば当然ローンの停止、つまり全部ストップになると思う。これは1番重いペナルティである。

それからEIAについての向こうの説明は、淡水化影響外区域における影響はないということである。しかし、雨季に雨がどっとふると、結局淡水の放出とあいまって、影響が出ることは否定できない。それは問題なので、今タイ政府が真剣に補償措置を含めた検討をしているそうである。補償パッケージを組み込んだ支援を本当にするのも含め調査しているらしい。最終的にどのような結論が出てくるかわからないが、タイ政府が補償することも考えられる。

MOF 和家：

翻訳については2年間やってきて、8月に終わり、今後とも要望があれば積極的に行っていくつもりである。翻訳文書の情報は今手元にない。

MOF 丸山：

参加のプロセスへの支援として目玉にしているので、むしろ何かあれば持って来ていただきたい。そういうプロジェクトがあればやりたいと考えている。

神田：

プロジェクト関連でいうと質問の3点目で、EIAのタイ語版に関する説明をお願いしたい。

MOF 和家：

タイ語版のドラフトは完成したと聞いている。現在、それをコンサルタントがチェックしている。それと同時並行的に英語版を作っており、11月には完成予定ということである。

神田：

それ自体は英語版ができた段階で、タイ語版も住民に公開されると認識しているのか。MOF 和家：公開についてはまだ確認していない。

神田：

タイ語版ができているならば、なるべく早い段階で住民に公開していただきたい。

福田：

監査室がミッションを派遣するという情報は若干流れていて、それについて住民側から要請がでている。ADB に対するものだが、要請のポイントは2点ある。1つはきちんと住民やバンコクで活動する NGO からも証拠を持って帰って検討していただきたいということ。もう1点は今までレビュー・ミッションが2回程派遣されているが、それとは別個に監査室独自のミッションを派遣して欲しいというもの。これも後ほどお渡しするのでADBに要請していただきたい。

それから、補償は非常に難しい問題であり、いろいろと議論がある。漁業権を基礎とした補償という話がでていたということだが、現地と漁業局との話し合いの中では「金をだすから漁業権を返せ」という話も出てきている。実際に補償が可能かもかなり疑問がある。タイでは必ずしも漁業権が確立された中で行われているわけではないということ、それから漁業に関連する様々な産業、たとえば選り分けをおじいちゃん、おばあちゃんがやっていたり、流通、加工といった産業にも多くの住民が関わったりしている。そういうところまでの影響を含め補償するのはかなり難しく、私たちは懸念をもっている。

松本悟：補償のことだが、パクムンの轍をふまないというのをお願いしたい。パクムンがこじれたのも補償の問題である。自然資源に依存して生きている人たちに対し、それを補償額としてどうお金に代えていくか、慣習的な権利で生活を営んでいることもあり、非常に難しい。補償という話がでてきても簡単な話ではないことを頭において進めていただきたい。

MOF 丸山：

参考情報だが、聞いたところでは補償するのはタイ政府ではないかということである。対象が広くなればなるほど補償額が大きくなり、タイ国民の血税を使うことになる。どこで線をひくかは政府にとって悩ましい問題だと思う。また、ADBではなくタイ政府が補償するというのであれば、我々が口を出すわけにはいかず、きわめて難しい問題だと思う。

神田：

立ち退きに関するガイドラインがあるが、生活権を侵害されることに関して、ADBのガイドラインに抵触するとADBからレコメンデーションをだすことはできないのか。

MOF 丸山：

私もよくわからない。ADB として何かしなければいけないということであれば、アクションを起こさなければならない。恐らくここも含めて調査がなされているのだと思うので、もう少し待っていただきたい。

福田：

監査室のミッションは汚職の問題だけを調査するのか。

MOF 丸山：

私が聞いている限りでは汚職問題だけ。これは不正確かもしれないが。

松本悟：

村人たちからなぜ監査についてリクエストがあったかという、担当者とコミュニティの間に一度こじれが起きるとその後のプロセスが非常に難しいからである。関係のこじれたプロジェクト・マネージャーがまた来ても、住民としてそういう目で見るので対応が難しい。つまり、住民側からすると今の担当者やするのは本当にきつく、「あの人がほんとうのことをちゃんとマニラにあげていない」という不信感が重なっている。そういう事情なので、ジェネラル・オウディターが来るときに、このプロジェクト・マネージャーがすべてを仕切っているのでは、住民として非常に受け入れがたいし、不信感が大きくなる。きちんと中立的な立場で見てくれる人を入れるという点にも気を使い、ミッションを派遣していただきたい。

MOF 丸山：

EBRD のスタッフをやっていた立場から一言申し上げると、プロジェクト・マネージャーも一所懸命やっているのかもしれない。周りの環境や状況からそうならざるを得ないだけであり、その人も生活がかかっている。これほど大きなプロジェクトをはずされたら、恐らく ADB の中では立場がなくなってしまおうという状況で、外からすぐに首をすげ替えるとは言えない。やんわりと聞くことはできるが、内部の人事問題を言うことはできない。これだけ大きな問題になっているので、恐らく必死になってやっている。それを外からプロジェクト・マネージャーが悪い、こじれてしまったから交替させろとはとても言えない。もっときちんと調べ、本当に ADB でもそうだということであれば、しかるべき措置をとってもらうのは当然の事だが。

松本悟：

もちろん私はこのペーパーを見て言っているだけで、彼らが担当者は来るなど言っているわけではない。少なくとも中立的な立場でオーディットできるミッションにしてくれということ。村人たちと話するとそういう言い方だが、ADB へのレターではもちろんそういうことを書いているわけではない。私も言い方は悪かったが、レターをお渡しするので、ADB に伝えていただきたい。

北沢：

オーディットのメンバーを受け入れるときによくやるやり方として、住民側と ADB 側が受け入れられ

る第三者をいれて案内するというものがある。水先案内人が担当者だけというのはまずく、両方が賛成する人をいれるのがいいのではないか。以前タイにアジア危機の社会的な影響について調べに行ったときには世銀側と現地側とタイ政府とみんなが賛成できる中立的な人が住民の間をガイドしていくという形でやった。タイ語がわからない人が行くわけなので、どうしても現地に頼らざるを得なくなる。人間の選び方はサジェッションできるのではないか。

MOF 丸山：

制度的な話になるが、これは独立のインスペクション・パネルとは別のものだと僕は解釈している。監査室というのは ADB の中の人間だけれども、少なくともプロジェクトをするスタッフからはかなり独立した部局の人が行く。ADB という衣は一応着ているが、通常のプロジェクトをやっているスタッフとは全く別のところ、彼らから見るとちょっとこわい存在である人が行く。しかし、うまくガイドしてもらうということは非常に重要なポイントだと思う。

神田：

後ほど現地の事情をお伝えするので、それを把握したうえで ADB にはかっていたきたい。

4 . JBIC ガイドラインについて

松本郁：

JBIC のガイドラインについての研究会が 8 月から始まっているが、研究会自体は「JBIC とは独立した自主的な」という形で設置され、整理したものをその後どう活用するかは研究会の中では議論できないことになっている。大蔵省はこれをどう活用するのがいいと考えているか？ということが 1 点目。

研究会の成果を JBIC が受け取った後、何らかのコミットがあり、コンサルテーション等が行われ、今度のガイドラインになると思う。どのようにコンサルテーションが行われるのかも研究会では議論できないことになっているが、それについて大蔵省としてはどう考えていらっしゃるのか？が 2 点目。

JBIC の統合ガイドラインとも関わってくると思うが、OECD の ECG の議論で欧州からネガティブな意見が出ているときいている。その中でアメリカ、日本がガイドラインをつくり、輸銀も新たにリバイスしようとしており、JBIC は非常に開かれたプロセスでガイドラインをつくらうとしている。このプロセスは NGO の中ではシェアしているが、是非この ECG の中でシェアし、統合ガイドラインをつくっていくうえでの前向きな雰囲気をつくりだしていただきたい。日本政府として何かプレゼンテーションをしていただけないか？というの 3 点目である。

4 点目は 11 月の ECG の会議では汚職をテーマに議論するときいている。JBIC のガイドラインで汚職という観点が検討され、議論されることには今の時点ではなっていないが、私たちとしては先程も出ていたように大きな問題だと思っている。次回の会議で汚職について大蔵省としてどのような対応を検討されているのか、具体的にお伺いしたい。

MOF 木原：

まず研究会だが、国際協力銀行のガイドラインの統合に関わる研究会ということで、非常に高い関心を

もっている NGO、有識者、関係省庁、国際協力銀行の中でガイドラインの策定に関わるメンバーが集まり、統合ガイドラインをどう作っていくかについての議論の整理するため自由な意見交換をやっており、私と小林も参加している。自由な意見交換と申し上げたのは所属機関を代表しているというより、相当自分の意見を述べているところがあるということ。これまでに 4 回やり、これから実質的な議論に入っていくところである。研究会としてホームページを作ることもなっており、まもなく公開される。そこで議論の中身を相当詳しく出すことになっている。関わっている人たちの構成からみても、ここで出てくる議論、結果は国際協力銀行の統合ガイドラインをつくるうえで当然尊重されるべきものと思っている。それから、当然パブリック・コンサルテーションを正式な過程としてやっていくことになる。こういう議論、パブリック・コンサルテーションで出てくる意見、それから研究会でつくる土台のようなもの、それを踏まえたくて統合ガイドラインをつくっていくべきだというのが我々の立場である。

パブリック・コンサルテーションは当然必要というのが我々の立場である。できるだけレベルの高い統合ガイドラインをつくりたい、そのためには透明性のあるパブリック・コンサルテーションをやっていたきたいと考えているが、具体的なことはまだ確定していない。恐らく JBIC で検討していると思う。

3 点目の OECD の輸出信用部会、ECG の議論だが、ここで共通の環境ガイドラインを策定することになっている。その場では今年の 2 月に国際協力銀行、特に国際金融等業務が環境ガイドラインについてのプレゼンテーションをした。また、4 月に環境ガイドラインに関する国際セミナーを開くなど、直接、間接に ECG の議論に貢献してきている。ECG の議論の具体的な中身はコンフィデンシャルの関係から言えないが、ワークプランを 6 月に公表した。今年の 11 月会合までに各国のガイドラインや環境配慮の仕方等をレビューすることになっており、現在それをやっている。我々としてはもう少し早めたいと思っているが、両者をどう調整し、作業を進めていくかに心をつかっている。ECG の場で発表というご提案については ECG に出るとワン・ボイスになってしまうので、検討させていただきたい。私だけでは決められないので、個人的にはいいと思う。

それから、汚職については 99 年の贈賄防止条約の発効に伴い、輸出信用機関側でも汚職防止に対し何らかの取り決めが必要なのではないかと議論している。今度の 11 月の ECG 会合で、NGO の中で本件をよく取り上げるトランスペアレンシー・インターナショナルと ECG のメンバーで非公式協議をすることになっている。ECG では汚職防止のためのステートメントを出せないかも議論しており、我々は積極的に参加している。何らかのステートメントあるいは動議が決まれば、当然それにのっとり汚職が行われた場合の対処を厳正にしていくことになると思う。

北沢：

総理府で女性の基本法をつくる前に審議会が定款をつくった。そのプロセスで、骨子という形で発表し、意見を集めるために FAX 作戦をやった。そのころはホームページが発達していなかったもので、今は Eメールを送ってくることになると思うが、1 カ月に設定し、字数を制限し、自由に送ることができるようにした。これを最終的にまとめ 15 センチになったが、それを綴じてどこでも閲覧可能なようにした。そうすると、自分たちの意見が最終的な結論にどれくらい反映したかがわかる、これが透明性の問題として重要だと思う。さらに、それを名前とともに発表しておくとな変な意見や極端な意見は言えないということで、非常に効果的だった。また、公開討論会という形では東京の一部の人だけが参加することになるが、その方法だと地方の人も参加できる。それでおしまいになってしまうと、日本の環境運動で蓄

積してきたノウハウが環境ガイドラインに反映されないことになるので、そういう方法はどうか。

MOF 木原：

おっしゃるとおり今はEメールがある。何をやっているかはホームページでまず公開しようということになっており、当然ながらみなさんからの意見を受けつけるところをつくる。パソコンを持っていない方はしょうがないところもあるが、我々が議論したことに対してどうお考え頂くかは、地方であれ、場合によっては海外であっても意見がいえる形になる。

神田：

研究会には非常に自由な立場で参加されており、JBIC が実際に環境ガイドラインを作る過程とは別になる。研究会が非常にオープンなのは私たちの仲間も入っているし、今のご説明でよくわかるが、JBIC 自体のパブリック・コンサルテーションの手法として北沢さんの提案をきいていただきたい。東京から遠いところにいると、東京で説明会をしていただいてもそのタイミングでなかなか来られない。JBIC が作成するときのパブリック・コンサルテーションで、より多くの参加と透明性に関して、それはJBIC 内部で決めることだとは思いますが、提案できるというのであればそれも含めて研究会で出していただきたい。

MOF 木原：

研究会内部で出せないこともないと思うが、私どももできるだけ透明性の高い形でJBIC が統合環境ガイドラインをつくる時にはやってもらいたいと考えている。私の考えだが、恐らくウェブに載せることになる。通産省が環境ガイドラインを作ったときも一応ウェブには載せられた。期間が短い等いろいろあったが。そのあたりも踏まえ、透明性の高い形でできるだけ皆さんのご意見がうかがえるような形をとっていくべきだと考えている。

井草：

直接関係ないかもしれないが、インスペクション・パネルがかつての輸銀やOECFにはなかったが、ほとんどのMDBsにはある。ほとんどのプロジェクトは善かれと思って立ち上げている筈だが、いざ立ち上げてみるといろいろ問題があったということがままある。その場合に地域住民等が提訴できる場が世銀にはある。そのような機能がガイドラインに含まれているか、もしないのであれば統合されて非常に大きな額の援助をしているわけなので是非入れていただきたい。日本では一度始まるとなかなか止まらない、ようやく中海の干拓が止まった。にっちもさっちもいかず、みんな内心やめたいと思っていたのにやめられなかった、大蔵省の方もようやく止まったと内心拍手しているのではと思っている。JBICの話に戻るが、そういうものを止める場がそもそもないので是非ご検討頂きたい。

北沢：

OECFでは環境とリロケーションとジェンダーの3つで社会開発ユニットになっていたが、そこに7人しかスタッフがいなかった。その方たちが全部のプロジェクトを評価するのは不可能ということで、業者、つまりコンサルに任せた。それはやむを得ないとして、その業者に対する研修がないのは問題である。すばらしいガイドラインがあっても、やる業者は全くそれとは関係なくやる。ジェンダー等について業者は何もわからないからその業者に対するジェンダー教育をしなくてはならない。実施のメカニズ

ムを業者にまかせるとしても、NGO にまかせるとしても、どう実施するかがキーポイントになるのではないかと。複雑な問題に対し、どのような研修をし、どう徹底させるかも盛り込んでいただきたい。

MOF 木原：

インスペクションパネルのような機能のこと、評価を行う人たちに対する研修については JBIC にも伝えるし、研究会でも場合によっては取り上げたい。ただ、今 JBIC は統合され、環境社会開発室という名前で旧 OECF と旧輸銀の環境社会評価を行う部分も統合され全部で 12 人になった。OECF 部分はあまり知らないが、国際金融等業務は実際環境社会開発室の人間が現地に行って調査、評価することとしている。それで十分かという問題はあると思うし、どれだけマンパワーを増やすかは予算の関係もあるが、できるだけ十分なものが効率的にできればと思っている。

MOF 丸山：

JBIC は公的部門であり、今おっしゃったような部門だからと言って無制限に人間を増やす事には反対である。公的部門には自ずと制限があり、その中でどう効率的にやるか考えなくてはならない。人数について僕はよくわからないが、簡単にできる議論ではない。よくわからないので、もう一度よく調べ、どうするのが一番効果的なのか考えたい。7 人が 12 人になり 20 人になってもやはりできないということもあり得る。

コンサルタンテーションをきちんと行うのは非常に大事だと思うので、そういう点に議論の焦点を当てたほうがいいのではないかと。

北沢：

その場合にできるだけ多くのことを NGO にまかせていただきたい。NGO の役割というものもあると思う。

MOF 小林：

インスペクションパネルは確かにこれまでの JBIC の制度にはない。今後議論していくと思うが、私はモニタリングという制度をさらに充実させていくのがいいと考えている。

斎藤：

先程世銀の方にもおききしたが、コンプライアンスというか審査の段階でちゃんとガイドラインが守られているかを、独立した形で評価できる第三者が環境影響報告書をチェックし、さらに融資決定のときにそれをチェックできるような機能をどういれるかという議論も是非していただきたい。

神田：

2 年前の 1 月に経企庁の経済協力政策研究会で出された報告には、外部評価を実施すること、インスペクション機能を導入することと記述してある。経済協力という表現なので、ODA だけでなく JBIC 総体に関わってくると思う。そういうことに基づいて検討していただくのもお願いしたい。

それから小林さんからモニタリングということがでていたが、外部者を活用する、外部者とどうやっていくかも含め検討していただきたい。そこにはコンサルタントのトレーニングや NGO との協働ということも出てくると思う。

松本郁：

2点ある。1点は先程、丸山課長がおっしゃったスタッフが増えればよいという問題ではないということだが、JBICが世銀と同規模あるいはそれ以上の額のお金を出していることを考えると、環境社会配慮に関わるスタッフが少ないのは現実だと思う。やはり何らかの対応をしないと、ガイドラインを実行していくことが難しいのではないか。2点目はトレーニングという話だが、IFCの方が経験を伝える場があれば是非協力したいとおっしゃっていた。MDBで経験をつまれた方が多くいらっしゃると思うので、そういうところでのトレーニングもいいのではないか。

MOF 丸山：

人数を増やすなどということではなく、JBICのような公的部門は最後は国民の税金に行き着く訳なので、どこかで歯止めがあってしかるべきだと申し上げた。もちろん7人が12人になるというのは、恐らく非常に効果が大きいだろうから問題ないと思うが、いくらでも増やせるという状況では全くない。そういう中でどう効率化をはかるかは非常に問題。

2点目のMDBsの経験を生かすというのは言うまでもない話で、是非やっていかななくてはならない。

5.サンロケ・ダム・プロジェクト

松本郁：

サンロケ・ダムの件では10月17日にNGO、国会議員、市民の方からの要望書を大蔵省に出させていたのだが、今年9月に入り非常に大きな動きが地元であった。このサンロケ・ダムには3つの自治体が具体的に関わっている。ベンゲット州イトゴン市、パンガシナン州サンニコラス町、パンガシナン州サンマニュアル町である。その中で、このプロジェクトは支持できないという決議がイトゴン市、サンニコラス町から出ている。これは地元の自治体の合意を得た上で開発計画を進めるというフィリピンの地方自治法に違反だとして、地元では裁判の準備が進んでいる。これはいわゆる法的な問題だけでなく、地元で約束された社会環境配慮が98年に工事が始まって以来、全く満足できる状況で進んでいなかったということである。JBICが最初の融資を決定したのは98年だが、その時点で法的な点を最も重視して審査をしたとおっしゃっていた。ここにきてそれが根拠を失いつつある。4点についてお伺いしたい。

1つはこういった実施国で違法となるプロジェクトに融資を続けて行くのか。非常に問題だと思うが、どうお考えかということ。

2点目に地元では1970年代からこのプロジェクトについて懸念をあげ続けているし、具体的にこの場所に決まった98年以降も地元のグループが問題をあげている。こういった問題をきちんと把握するために、事前の情報公開と参加を十分に確保した上でプロジェクトを実施する必要があるのではないか。ガイドラインのこととも関連する。

3点目もガイドラインに関わることだが、こういった社会環境影響が十分に緩和されない、方法がないプロジェクトを0に引き戻すという選択が特に旧輸銀の業務では、これまでほとんどなかったのではないか？それができるシステムを導入する必要があるのではないか？

4点目はこのプロジェクトにはたくさん問題があるとして、99年に一度融資が止まった。その後きちんと緩和策がとられることを確認したうえで融資を再開したはずなのに、また約束が守られていないことが問題になっている。契約条項にいわゆる金銭的なものだけでなく、社会環境条項もきちんと盛り込

んでいなくてはならないのではないかと？

MOF 前川：

1 点目について、確かに地方自治体で承認撤回決議がなされた。イトゴン市については市長の拒否権によりまた元に戻ったと承知しており、正式に決定された訳ではない。つまり、完全に違法という決定がなされた訳ではないと認識している。仮にこれが正式に手続きを経て、承認決議の撤回の決議が採択された場合には、これはナショナル・プロジェクトなので、JBIC から相手国政府に対してその背景を調査し、どうしようもないことを確認したうえで、いかなる方策を講じるか考えたいということである。現時点で JBIC からフィリピン政府に確認したところでは、プロジェクトを続けたい、違法とならないように全力を期すという回答を得ている。政府がそのような方針である限り、JBIC としては中断できない。政府が対応策をとれない場合は、JBIC からプロジェクトを中断せざるを得ない。

2 点目のプロジェクトの評価プロセスに関して、それらのプロセスは実施主体が行うべきもので、必要性を検討し、判断すべきなのは実施主体であると考え。現行の JBIC のガイドラインでも「自然環境への配慮だけでなく、社会環境、特に非自発的移転を余儀なくされる住民および周辺の住民に対して説明が十分なされるなど十分な合意が得られるための適切な配慮がなされていることが必要であり、JBIC はこれを確認する」、それから、「何らかの問題が生じたときには JBIC は配慮の適切性について国際的に認知されている考え方、手法を参考にしながら確認する」という旨が規定されているが、JBIC はそれにそって適切にやっている。

3 点目も同じような答えになる。環境ガイドラインには、「プロジェクトが環境に著しい影響を及ぼすと判断される場合には、プロジェクトのモニタリングの結果、基準等を満たせない場合には借入人を通じて事態の改善を求めたり、出資をしないまたは、貸出の停止等をする場合がある」という規定がある。JBIC は確認しているということであり、もしそれに則っていない場合にはプロジェクトは支援しないという選択もあり得る。過去に例がないとおっしゃったが、今のところその基準に合わなかったものはないという理解でいいのではないかと。

それから、社会・環境の要素を契約条項に盛り込むということだが、サンロケ・ダムは融資決定時に住民移転、移転計画の適切な策定について JBIC で確認済みだときいている。それ以外の点も、国内の環境法、国際的な環境基準に適合していると年 2 回のモニタリングを通じて確認しつつ実施している。つまり、社会・環境面の影響はすでに検討の要素になっている。契約が終わって 2 年たっているが、年 2 回のモニタリングを現在も行っており、来週戻ってくる。契約条項については守秘義務の関係で具体的には申し上げられないが、きくところによると契約条項に環境の要素が入っているということである。

松本郁：

モニタリングに行き、地域で問題がないか確認をしているところだと思うが、法的な調査の結果が出る前に、追加の融資を行う可能性はあるか、もう 1 点は契約の中に盛り込まれているということだったが、どの契約のどの時点のものかお伺いしたい。

MOF 前川：

現時点で建設作業が半分ぐらい進んでおり、お金も半分ぐらい出ている JBIC のモニタリングで特に問

題ないと判断されれば融資が出ると思う。問題があると認められたのに出すのかというご質問と理解していいか。その後 JBIC に確認していないので確認してお答えする。

契約はアンタイドローンなので JBIC と相手国政府の LA しかなく、その中に入っている。

松本郁：

アンタイドということは 99 年のほうのことか？

MOF 前川：

99 年の方には入っている。98 年のほうは確認していないので後ほどご連絡する。

神田：

LA がどう記述されているかもポイントだと思う。問題が起こったときに融資自体をストップするという強い形に入っているか、それとも借入国が社会や環境に配慮するという程度の文言でしか入っていないかで全く変わってくる。現行 LA は公開されていないが、それぐらいは教えていただいて差し支えないと思う。僕自身は LA 自身の公開も必要だと思っているが。

もう一点、地元住民の反発や、環境に対する影響評価が不十分であると何度もお話してきた。それから、行政手続き上イトゴンの市長が拒否権を発動したとしても、現実には議会でこのような決議がされており、事態は進んでいる。それに対し、相手側の決定が出るまで静観するというのは対応として遅すぎる。もう少し主体的に、このような問題になる時点ですでに大きな問題を抱えているプロジェクトであることを JBIC に認識していただきたい。

MOF 前川：

LA の公開は個別の問題の場で話し合うのは適切ではない。JBIC 全体の方針に関わる問題なので軽率な回答はできない。現行は内容を公開できないことになっているので、そのような意見が出ただけ伝えておく。

2 点目について拒否権が出たから良かったと考えているわけではなく、非常に重く受け止めている。承認の撤回が出そうだということも踏まえ、今回のモニタリングに行っているときいている。拒否権が出たからといって問題視していないというわけではない。真剣に中身をききながらフォローしていると聞いている。

松本郁：

今のお話では自治体のプロジェクト支援撤回の決議が出たことと、今の地域の状況あるいは先住民族の権利の問題について、今の時点で JBIC としては問題があると認識していると理解していいのか。

MOF 前川：

問題があるか判断できる材料が JBIC に整っていないときいているので、モニタリングに行って状況をちゃんと確認し、その結果判断する。

松本郁：

もちろん、最終的に融資を中断するには十分な検討が必要だと思う。確認するというのは最終的な融資

をやめるかどうかを確認するという理解でいいのか。

MOF 前川：

JBIC のモニタリングでは最初から決められたことだけをモニタリングしているわけではない。作業が進めば新たな問題も出てくる。彼らもそういう認識はあり、調査項目もどんどん増やしている。今回の決議のどういう点が問題なのか、またその背景などについて確認している。例えばイトゴンは主に財政面の問題で撤回決議が出たときいており、その場合には政府に財政措置を要求する必要がある。まず内容を確認して対応する必要があるので、そのあたりの細かい調査を現在している。最近ばたばたと動いているので十分に把握しきれていない事もあると思う。それを確認し問題があれば対応することになる。

MOF 丸山：

JBIC としては支持撤回の決議が出たことは事実として受け止めている。事実として重く受け止めているからこそ、現在調査団を送っている。現在進行形の話なので事実関係を調べなければならないということ、もう1つは契約の相手方が国になっているということ。自治体の議会レベルでの決定をどの程度のレジティマシィを持ったものとして受け止めなくてはならないかまだわからない段階だと思う。もう少し時間をいただきたい。

松本：

まず、ローンは政府だけでなくフィリピン電力公社にも出ている。それから、今調査している段階だし、恐らく真剣に受けとめていらっしゃると思う。私が聞いたかったのは、きちんと状況を把握していないにもかかわらず、次のディスパースが行われぬかということだけである。いわゆる問題が起こっていることは認識されていると思う。その時点で次のディスパースがされるのはおかしい。問題があると認識しているのであれば、きちんと解決されることを確認したうえでないと、次のディスパースを出すべきではない。それを確認したいと思い追求してしまった。

MOF 前川：

問題があるとわかった時点でディスパースはないと承知している。ただ、問題といっても取り返しのつかない問題という意味で、例えば財政面の問題で来年度予算でフィリピン政府が手当すると言っているというならディスパースを遅らせることはないと思う。相手がやると言っている部分、取り返しのつかないものについては出すことがあるし、取り返しのつかない状況になった場合は中断する。そして、グレーの部分をご指摘かと思うが、問題の中身次第である。来週戻ってくるモニタリングの結果を聞いてみないとわからない。

MOF 丸山：

ディスパースメントを要求してくるのは、かなりぎりぎりの段階であることがある。ディスパースを止めると資金ショートになってしまい、プロジェクトが空中分解する可能性もある。もちろん全部がそうとは言えず、問題があるから少し止めればいいのかも考えられないわけではない。しかし、問題があるから止めましょうとは簡単には言えない。ミッションに行っている人たちの結果を見ないといけないというのはその通りだと思う。

松本：

ミッションが帰ってくる前にディスパースメントの要請もないと思うが、少なくともそれまでに出すことはないと思うが、理解していいか。

MOF 前川：

今は把握してない。

井草：

基本的に援助は対国家であり、こういった問題は国内問題なので、一番利害のあるステイクホルダーが政府を通して言うことになると思う。しかし、グッド・ガバナンスともからむが、十分に地域住民の意見を反映できる政治体制か疑問のある国も多い。そういうときにステイクホルダーが直接問題提起できるインスペクションパネルのような場があり、場合によってはプロジェクトをやめることができるほうが JBIC としてもいいと思う。内心ではやめたいと思うことがあっても、対国家援助だと極端にいうと国際問題にもなりかねない。そのときに公正中立に判断する制度があれば、ある意味客観的にお断りできる。

MOF 丸山：

国レベルと地方レベルで意見が分かれてしまったときに、我々はどちらにレジティマシイがあると思えばいいかわからない。それを越える方法として、インスペクション・パネルがあり、ステイクホルダーからの提訴があった場合にインスペクション・パネルでそれを受け止めるというのも一つのあるべき姿だと思う。

岡崎：

モニタリングは3回目だと思うが、今まで2回についての報告を松本といっしょに JBIC からきいた。問題は今までのモニタリングの報告がいつもいいものであったということ。今回もあるいはいい報告になるのではないかと。なぜかという、モニタリングに JBIC さんはあまり慣れていられないようで、モニタリング・チームに独立的なポジションを与えていない。調査した結果を営業部門や商社等がかなりの影響力を及ぼし最終レポートがつくられているらしいがある。証拠はないが、前二回のモニタリングからそういう印象を受ける。

もう一つはこのモニタリング・チームに恐らくコンサルタントが入ると思うが、このコンサルタントはアンチダムではなく、プロダムである。コンサルタントの選定や、モニタリング・チームのポジショニングについてもお願いしたい。

MOF 前川：

今週の火曜日会った JBIC の部長が今回も帰ってきたら報告すると約束されていた。そういうことはその場で言っただけでもいいかと思う。私も来て4カ月なので、今までのモニタリングの報告を逐一きいているわけではないが、彼らが私にうそを言うとは思えない。問題があり、若干後退した部分もあるが、全体としては確実に良くなっているという報告を受けている。これはうそではないと思っている。

MOF 丸山：

岡崎さんがおっしゃる意図はうそだと言っているわけではなく、最初から色がついて報告されているのではないかということだと思う。すでに方向性が決まっている報告では困るということではないか。

MOF 前川：

それは申し伝える。

北沢：

確かに政府対政府の問題は、外交上の問題も絡んでくるので難しい。議会制民主主義ではないので勝手にできるわけだが、アメリカは議会の意見で大統領の決定をひっくりかえせる。日本もこれからは議会の調査団を使う方向で行けば政府対政府のむき出しの関係がない形でできるということと、こういう微妙な問題にはやはり NGO をいれておけば今の歯切れの悪さというのはかなりなくなると思う。私たちは潤滑油の役割を果たす気持ちは全くないが、透明性、公平性、NGO は弱い人の立場にたつといことから、NGO の参加はプラスになると思う。

スハルト政権に問題があると分かっている出して来たという問題等 ODA は政府間関係が剥き出しになるという点ではどうしようもなく、これを繰り返す必要はない。そのためのメカニズムをこれから作っていきたいと考えているが、大蔵省としてのお考えはどうか。

MOF 丸山：

私の意見ははっきりしており、後段賛成、前段反対である。後段賛成というのはそういう形でいろいろしていかななくてはならないし、そのための知恵が出ないかと皆さんにこのように議論に参加していただいている。そういう中から何を取り込んでいって、どういうフレームワークがつけられるのか、まさに今回の JBIC のガイドラインもそうである。個別の案件もガイドラインに跳ね返ってくる問題でもある。これは我々だけではなかなかできないので、NGO の方のシステムを作るときの参加、つくった後での参加、いろいろなプロジェクトを実施していく中での参加を是非進めて行かなくてはならない。

前段については、我々が開発関係の会議でいかにアメリカの議会に苦労しているかご存じないからいえるのだと思う。アメリカには、この間は行政府があのように言ったが、議会が反対しているから出来ないとよく言われ困る。そのおかげで会議で決まったこと全体がガタガタしてくることがよくある。他の国はどこもそんなところはない。

北沢：

NGO にとってはそのほうがいい。というのは議会に対する工作ができるから。政府に対するダイアログは聞いていただくだけで、中間の意見をとっていただくのは難しい。しかし、議会は選挙民がしっかりしていれば変えられる。ジュピリーでもそういう経験があった。クリントンが 60 億ドル分の債務帳消し、実際は 10 億ドルだが、を公約した。それを議会が否決したが、猛烈なロビイングでひっくりかえした。つまり、NGO にとっては政府より議会のほうが動かしやすい。本当に議会がしっかりしていればだが。

斎藤：

北沢さんの話に若干つけ加えたい。確かにアメリカという特別な政治システムの中でのことだと思うが、こういう問題が起こったときにプレッジしたものをなぜ議会が出せないと言ってくるかということ、いろ

いろいろな理屈があるが、例えば過去のブラジルのポロノロエステやナルマダのように公的資金は出せないという形で動いた経緯がある。そういった政府として言えない部分を議会で公に議論し、そこでなおかつ議会の調査団を出すとか、あるいはナルマダの場合は独立したインディペンデント・コミッションを出すよう議会在働きかけ、それを理事が働きかけというプロセスが過去にもあった。こういった世銀等の経験も JBIC にも生かしてはどうか。

MOF 丸山：

そういうようにメカニズムがちゃんと動く場合にはいいが、必ずしもそうではないことがあるので。

神田：

議会の関与に関してはこの場で議論することではないと思っている。おっしゃるとおり NGO と有権者がしっかりしていればこういうメカニズムはつくれる。NGO からこういうアイデアもあるということできいていただきたい。

それから、気軽にご発言いただきたい。立場上なかなか難しいと思うが、自分はこう思うが実際制度としてはこういうふう難しいというご説明で結構である。議事録も双方の合意のもとで確定するプロセスをとっている。特定の方に対するつきあげをする場ではないし、どうすればよりよい制度をつくっていけるか意見交換する場なので。

MOF 丸山：

こういう場は非常に生産的であると思う。議論の中でいろいろなものがでてくると思うので、続けていなくてはならないし、続けていきたい。

6. IMF 世銀総会と債務削減

北沢：

大きな問題なので、絞ってお話したい。

まず 1 点は先程もきいたが、あのような巨大な会議をワシントン以外の場で続ける必要があるのかを、大蔵省の責任担当の方がお考えになったかお伺いしたい。私はもうやらないのではないかという印象を世銀から受けた。

2 つ目は 24 日の段階ですべてが決まってしまうっており、ブラウンの記者会見で全部出たが、そういう形で総会をお祭り化していることについて、恐らく途上国からの代表からは何も出ないと思うが、私はおかしいと思う。日本がアジアの票、あるいは代表を IMF に増やすという提案を出したことを私は評価したいと思っていたが、これも通らなかった。特に改革については IMF も世銀も何も決まらなかった。そういうことでいいのか。

3 点目の債務削減は、NGO としては全くディスアポイントメントだと言う気もないくらいにがっかりした。20 カ国ということだが、これまで 1 年以上かかって 10 カ国しか進んでいないのに、後 3 カ月で後 10 カ国がディシジョン・ポイントに達するのか。最後にウォルフエンソン総裁と会った時も「やります」という話だったが、これはリアリスティックではないと思う。

もう一つ HIPC の枠内で申し上げると、カナダのマーティン蔵相がおっしゃったように、対象国 20 カ国からは債務の返済を受け取らないというほうが現実的ではないか。PRSP をつくり、一方で債務を返

済し、同時に貧困削減に努力しているという態度を見せなくてはならない。これはほとんど無理である。3年以上の構造調整プログラムを執行した国がディシジョン・ポイントになったわけなので、それを踏まえやはり債務返済を受け取らないという方がリアリスティックだと思う。カナダの意見は通らなかったのだから、私は是非日本に主張して欲しい。債務を返し、さらに予算が削られているなかで、難しい貧困削減をやれというのは非現実的である。これは HIPC を踏まえた上で申し上げた。本当は HIPC をやめるべきだと思っている。MOF 丸山：IMF 世銀総会は会社の株主総会と同様手続きとしてきちんと行っていかなくてはならないものである。やめるというのは現実問題としてありえない。

2 点目のほうが実質的な議論としてはポイントになると思う。総会の前の段階でいろいろな会議をし、ブラウン蔵相のところまで全て決まってしまうのではないかという話だが、いろいろな会議があってそれぞれ視点が違う。たとえば G7 は IMF ・世銀のことだけでなく、世界経済や為替マーケットのことも話す。必ずしも世銀のポリシーをドミナンスしようということではない。IMF は国際通貨金融委員会で総会の前に議論しておかなくてはならない点について整理する。世銀は合同開発委員会で、議論しておかなくてはならない点は議論しておく。LDC だけの会議、G24 もある。それからセミナー、これは NGO も参加されたと思うが、そういうものもある。このようにいろいろ公の議論の場がある。それからこれは非常に残念なことだが、デモがあのような形であったので総会に参加していた日本の NGO とも全くコンタクトがとれなかった。本当はもっとそういうインタラクションがあってしかるべきだと思う。改善すべき点はたくさんあるし、事前に全部決まってしまうのは問題だと思う。最後に総務会できちんと議論することは大切なので、それはやっていかなくてはならない。しかし、それを全部そこで決まってしまうからだめだというのはどうか。現実問題としてそういう動きを踏まえた上で、いろいろなことを考えていく他ないのではないか。

それから日本は確かに IMF 増資でアジアの国の票について提案したが、否定された訳ではなく、議論のきっかけを作り、今後時間をかけて議論することになっただけである。アジアの国のプレゼンスを高めていくというのは、これからも日本政府が努力していく話なので、むしろみなさんにサポートしていただきたい。

それからカナダ提案の話だが、ディシジョン・ポイントに達した国は暫定的にある程度債務返済を受けられるという考え方が今出てきていて、それをやろうということになっている。それはコミュニケにも書いてある。MOF 斎須：総会のお話を補足させていただくと、G7 の会議は総会がある折りに一部の国が集まって話をしようという性格のものである。それから、国際通貨金融委員会や開発委員会はそれぞれの総務会に対する勧告機関つまり、アドバイスをするというものであって何かを決めているわけではない。もちろん勧告の内容は決めているが、だから、本番が始まる前に開かれる。それはおかしい、総会自体でやるべきだということもあるかもしれないが、それぞれ 182 カ国参加する中で各国のリプレゼンテーションを確保することになると、あのような会議にならざるを得ない。そうでなければ、2 日か 3 日にわたって演説をえんえん続けることになる。それでは意味がないと私は個人的に思う。182 カ国それぞれの国がそれぞれの考えをもっているときにどう会議をやるか、全員が参加したという形でどうやったらいいのか、これは相当難しい問題だと思う。

これは NGO にも言えることで、先程から個人的な感想として、NGO の代表はどう選ぶのかよくわからない。NGO の立場といってもそれぞれで、NGO のすばらしいところはそこだと思う。政府と対立するのが NGO でもないと思う。個人的なディスカッションにするつもりはないので、これで終わらせて

いただく。

それから、NGO はビジターということだったが、スペシャルゲストとビジターの違いはレセプションに出られるか、事務局がブロックブッキングしているホテルに泊まれることぐらいの違いである。もちろんお金は自分で払うが。セミナーはそれぞれ主催する部局との関係での話である。ビジターかスペシャルゲストかを気にされているというのはよく理解できないのだが。

北沢：

ビジターはビジターで、スペシャルゲストは世銀に呼ばれたわけであるから違う。市民社会との対話や市民社会の参加をうたっているにもかかわらず、全くシステムが変わらない。もちろんレセプションに出たいということではない。

総会のことだが、国連ではもっと長い決議、300 ページぐらいのものが通る。演説、プレナリーが続く一方、インフォーマル・ミーティングで一字一句やっていく。それは全 188 カ国が参加する。国連でやっていけるのだから、プロセスとしては不可能ではない。ただやる気があるかないかの問題である。今回、IMF・世銀が G7 に支配されているのは本当だと目の当たりにし、これはやはり変えなくてはいけないと思った。

ベネフィチャリーは途上国なのだから、途上国の政府が少なくとも参加した総会でなくてはならないし、決議でなくてはならないのではないか。G24 の 24 カ国は途上国の中でも選ばれた国で、本当の最貧国は含まれていない。最貧国の代表、HIPC s (重債務最貧国) の国は一人もいない。それではリプレゼンテーションにはなっていない。

MOF 斎須：

HIPC s の 10 カ国は総会の時からカメルーンが入って 11 カ国になっている。HIPC s が進まないという批判はもちろんある。が、そこはスピードとクオリティのトレードオフの関係で、たとえばウガンダはコンプリーション・ポイントを迎えてもなかなか先に進まない。それはガバナンスに問題があるのではとか、大統領が自分の専用機を買ってしまったとか、いろいろでてる。その国自身が PRSP (貧困削減戦略ペーパー) を作って債務救済で浮いた金は貧困削減に使うようにコンディショナリティを付けようという HIPC s イニシアティブのフレームワークはむしろ南の市民社会から出てきた声である。ジュビリー 2000 などが早くやれ、早くやれと言っているが、お金がどう使われるかわからない。お金は政府に行くが。それを手放しでやってしまっているのか。迅速にイニシアティブが適用され、貧困削減につながっていくのが目的だが、HIPC s の国を見回すと隣の国と紛争をやっていたり、その国の中で内乱が起こっていたりする。そういう国に債務返済はしなくていいと言っても問題の解決になるのか。

北沢：

ジュビリーとの対話でこの 1 年間ずっとやってきたことなので、ここでぶり返すのもおかしいが、まず第一に債権者の側が全てを決めている。市民社会は PRSP を条件にした覚えはない。条件にしたのはお金が必ず、教育と保健分野に使われるようにということ。教育と保健分野への予算が債務返済額と同じなので、それがなくなれば 2 倍になるではないかと世銀のウォルヘンソン総裁までも巻き込んだフレームワークを決めた。貧困削減を求めたわけではない。それがいつのまにか貧困削減戦略ペーパーを書き、そしてその過程で市民社会との対話がなくてはならないことになった。そして、その審査をするのは世銀である。NGO、市民社会にまかせてくれるというのなら、みんな書ける。それを政府と市民社会とが

一緒になってやり、世銀が審査するというので、暫定が 13 カ国、完成が 2 ヶ国しかないということになった。

それから、20 カ国はどうしようもない国ではなく、世銀が優等生と認めた国である。もともと 41 だったのを 21 カ国オミットしたうえで、20 カ国の問題を言っている。つまり、紛争国はすでにオミットされている。私たちではなく、世銀が優等生と認めた国で、すでに構造調整プログラムを 3 年間やっている国である。そういう国が今まで 1 年間で 11 カ国しかできていないのに、なぜ後 3 ヶ月で 10 カ国することができるのか。やるというのであれば、それはかなりいいかげんなものになるのではないのかというのが私たちの感覚である。

MOF 斎須 :

何がいいかげんなのか。

北沢 :

「できる、できる」と言うだけで、何月何日にどうという話はない。世銀との話し合いでも「やります。あなたたちはこれを理解してくれ」という PR を聞いただけで、それを丸飲みする以外になかった。それから、コンプライアンス・ポイントがいつなのかもはっきりしない。その間みんな債務返済を続けなくてはならない一方で、コンプライアンス・ポイントになるため貧困削減の実績をあげなくてはならない。誰が考えても無理なのではないか。だから、支払いを受け取らないというカナダのモラトリアムはリアリスティックだと思う。私はマーティンに賛成しているわけではなく、カナダ政府の立場には全く立っていないが、客観的に見てリアリスティックなのではないか。

MOF 斎須 :

カナダは貸付が少ない。従って、モラトリアムにしても自国の国民なり国会との間でのアカウントビリティの問題が少ない。

北沢 :

それは関係ない。モラトリアムは多国間債務について言ったのだから。

MOF 斎須 :

バイラテラルの話である。マルチの話なら HIPC(重債務最貧国)イニシアティブのフレームワークを変えるということになってしまうが、そういうものではない。

北沢 :

マーティン氏にきくと、20 カ国からはもう受け取らないと言っていた。だから、カナダが受け取らないのではなく、全部の債務を受け取らない、つまり IMF・世銀も全部入る。

MOF 斎須 :

それは HIPC(重債務最貧国)イニシアティブを変えようという提案で、彼の提案はそうではなかったと思う。

PRSP(貧困削減戦略ペーパー)はもういいというなら、債務救済で浮いた金を保健と教育にあてるよ

うどう義務づけるのか。

MOF 丸山：

北沢さんの意見に根本的に疑問がある。教育と保健にあてることになっているというだけでは動かない。どうやって担保するのか。

北沢：

その二つに予算を充てることについて世銀のウォルフェンソン総裁と合意したというだけの話である。だから、ある政府が OK したというわけではない、ウガンダ政府は OK したが。

それをやらせるためには第三者機関が必要だと考えている。この話になるとこの会合の枠組みを越えてしまうので言いにくいですが、仲裁機関、公明で公平で透明性のある機関の設立を提案している。それがモニターをし、同時にもしそこに流れなかった場合には債務帳消しを止めるというぐらいの権限をもった機関を提案している。これについてはまた別の枠組みでお話したいと思っている。

カナダ提案について日本は賛成か、反対かという点はお伺いしたい。

MOF 丸山：

カナダ提案については我々と理解が違っているので、何とも申し上げられない。もう一点根本的なところで、債権者が決めたから良くない、債権者が仕切ったから絶対ダメということになるとこれから誰も貸さなくなるが、それでいいのか。

北沢：

お金は貸すべきではない。ニュー・マネーはグラントにするべきである。

MOF 丸山：

グラントだけとなると、商業ベースのお金が入っていかなくなる。そうなったらその国は本当に経済が立ち回っていけないのか。

北沢：

お金を貸すということは、また返さなくてはならないということである。だから、今ウガンダの議会などでも審査をして拒否することになっている。

お金は貸すべきではなく、グラントを増やすべきだと思っている。それはお金があるかどうかは別として OECD が 2015 年に今の絶対的な貧困層を半分にするというターゲットを決めたからである。そのターゲットに従うと 40 カ国の HIPC（重債務最貧国）の帳消しを 100% 全部、マルチもバイもしたとして、さらに 120 億ドルが毎年いる。これはグラントで出すべき。OECD が自分で作ったターゲット、これは NGO がつくったわけではないが、それを実際にやるのか。これについては G7 は何度もプレッジしているが、債務帳消しすらやらず、お金をまた貸すというのでは達成できない。コンセッションの長いものを貸すというのも、結局返すのが孫の代になるだけで問題がでてくる。

MOF 丸山：

私はそれについては反対である。というのは、受け取る国としては債務帳消しをしてもらった、さらにこれから毎年返さなくてもいい金が放っておいても入ってくる、そういう中で安定した経済体制の構築や国としてのオーナーシップの構築、市場経済のディシプリンが働くのか、私は甚だ疑問である。皆さんはどうお考えか。

北沢：

グラントといってもきちんとしたフレームワークで出すので、本来なら問題ないはず。開発のために出すのであるから、開発がきちんと実行されればいいのである。

MOF 丸山：

それには本当に反対である。経済のメカニズムはクレジットの世界で、クレジットが働きお金が回り出してはじめて、経済が回っていく。そこに至っていないのは全くそのとおりだと思う。しかし、やはり経済メカニズムが働くためにはクレジットというメカニズムを使い、民間資金が回り出さなければだめだと思う。グラントではいつまでたってもそのような国の経済が発展してこないのではないか。

北沢：

今、現実にはアフリカの最貧国に関して民間投資は全く止まっている。グラント、IDA（国際開発協会）も行っていない。IDAは本当はアフリカに行くべきなのに、南アジアに集中している。

MOF 丸山：

それは違う。アフリカにもIDAは行っている。

北沢：

行っていない。50%以上にするという約束はいまだに達成していない。

MOF 斎須：

50%に達していないということか。

北沢：

世銀に言わせるとプロジェクトがないということである。

MOF 斎須：

それではアフリカだけ救えばいいのか、インドで貧困に喘いでいる人たちはいいのかということになる。

北沢：

IDAがインドの本当の貧困層に行っているかどうかはまた問題がある。それはまた別の話だが。

MOF 丸山：

グラントだけにせよという議論では北側のタックスペイヤーの負担が膨大に増えてしまい耐えられなくなる。

北沢：

それは OECD が約束したこと。

MOF 丸山：

どういう形で実現するかもやはり議論しなくては。

北沢：

ジュビリー2000 が生まれた理由もそこから来ている。OECD が 2015 年までに貧困層を半減すると宣言してから毎年 1 億人増えている。これではダメなので、いっそのこともとを絶とう、肩の荷を軽くするしかないということで始まった。つまり、ジュビリー2000 の立場はそこから始まっている。そちらのフレームワークで、NGO のものではない。

MOF 斎須：

出発点がいいと思う。その背負いきれないような債務を抱えてしょうがないというのはそうだが、じゃあどうすればいいのか。返さなくていいと言ってしまったらその国はどうなるのか。そのお金を使ってまたコラプションが発生したり、隣の国と戦争を始めたり、武器を買ったりするかもしれない。そういうことでいいのか。

中野：

私は国際経済が専門で、貧困の世界的構造を主にやっている。途上国と先進国の全体像、貧困の構造の内的要因は別にして、外的要因でみると、もちろん一次産品の価格の下落というはあるが、それ以外に非常に大きなものとして、債務と軍事費、武器貿易がある。1990 年の初めで、対外全債務が 1 兆 3000 億ぐらいだったのが、95 年の時点で 2 兆円を超えている。1980 年代には途上国の債務返済が年間 1000 億ドルぐらいだった。それが、つい最近の世銀の資料をみると、年間の債務返済が 3000 億ドルになっている。もう一つ先進国との関係だと ODA であるが、これが 92、3 年には 600 億ドル近くあったのが、減ってきてほしい年間 500 億ドルである。もう一点大事なのが武器貿易と軍事費である。84 年から 89 年にかけての ODA、ほとんど無償だということだが約 2000 億ドルである。ところが、途上国に武器を売りつけて儲けている金も 2000 億ドルという。90 年代に入ってから、軍事費について統計によって数字が違うのだが、ほしい年間 300 億ドル分の武器を売りつけて儲けている。

つまり、途上国全体を見ると債務の額が著しく増えている。それから、債務返済額も増えている。わずか 10 年でこれが 1000 億ドルから 3000 億ドルまで増えている。その間に ODA は 500 億ドルで横ばい。さらに、武器貿易の代金が 300 億ドル近く毎年ある。それから軍事費。80 年代に世界の軍事費は 1 兆ドルを超えていたといわれているが、途上国はそれの 20%、2、3000 億ドル近く毎年だしている。90 年代は冷戦が終わり軍事費は全体的に減ってくるが、8000 億ドルぐらいである。このうち途上国の分が統計によって違うが、1600 億ドルから 2000 億ドルぐらいである。こういうなかで途上国の貧困がある。

5 月 29 日に財務官がいらっしたときにも申し上げたが、こういった状況のなかで日本政府としてどういう政策をとるべきなのかもっと考えなくてはいけない。今の数字をみても途上国にとって債務の

大きさが重荷になっている。ODA をやっけていても、片方で 300 億ドルの武器貿易で帳尻を合わせている。さらに債務の取り立てもやっけていているという状況で、日本政府は何をやっけていったらいいのか。日本国憲法をみると、平和主義と書かれてある。武器輸入に関しては 80 年代にはインド、サウジアラビアに次いで、90 年代にもトップ 5 には入っけていている。そういうところはあるが、少なくとも武器輸出に関してはやっけていない。軍事費について一応軍事的なものを手段として使わないことになっている。IMF・世銀が貸し付けるときにコンディショナリティを付けているが、本気で貧困を削減しようと思っけているなら、まず無駄なところを省くことが大前提である。そうすると途上国の軍事費を減らす、軍拡の元凶になっている武器輸出を抑えることから始めなくてはならない。それで余った金をなおかつ人間開発といった優先分野、人道的援助や福祉、教育、医療等にまわすというのでなければ根本的な解決にはならない。そういう意味で G5 中の日本は非常に特殊な位置を占めている。アジアにとっけても影響力は非常に大きい。コンディショナリティに僕は賛成しないが、コンディショナリティをなくせというのは無理な話なので、少なくとも次善の策としてコンディショナリティの中に途上国の軍事費や武器輸入項目を入れることでそれを減らし、それを貧困のほうに回すということをやっけて日本にイニシアティブで G5 なり、世界銀行・IMF の総会なり、あるいは ADB の会議などで提案する。日本独自の平和外交を予算の執行という部分にも反映させることが重要なのではないかと。

MOF 丸山 :

おっしゃることはわかる。二つ疑問点がある。一つは武器を売りつけるといっけてお話があっけてが、買い手の責任は全くないのかということ。もう一つは、日本のイニシアティブである程度のことではあるが、強制力をもっけて他国の予算の中身にまで首を突っ込み、これに使うなといっけてのが果たしていいのかということに疑問を感じる。

中野 :

1 点目について、もちろん買い手、途上国の責任もあると思っけている。細かい話なのでここではしない。2 点目について、どちらにしても IMF・世銀のコンディショナリティはつく。新自由主義に基づいてやっけておりいろいろな問題をはらんでいるので、もともと賛成してないが、これをすぐ変えるといっけてのは不可能なことなので、それならば次善の策として今言っけてるように、軍事費項目や武器輸入項目などをちゃんと含めて監視する必要があるのではないかと。実際コンディショナリティで先進国はいろいろな内政干渉をしている。あれは事実上の内政干渉である。実際のところそういうことをやっけているのだから、それならば結果的にもっと良い方向に持っけていくようにするほうがいい。必ずしもコンディショナリティには賛成ではないが、厳しい条件のある中でやるなら、そのようなことを実施して行くのが、日本政府の平和主義の具体的なものとして必要なのではないかと。

MOF 丸山 :

価値判断の問題になってくるので、どこまで首をつっこむかは私もわからないところがある。内政干渉をある程度しているといっけてはその通りだと思っけて。ただ今のところはたとえば財政赤字が膨大になっているので減らさっけてくださいとか、そこまでである。個別の項目に対してこれを減らせとか、そこまでの内政干渉はやっけていない。

中野 :

事実、企業の民営化などもやっている。

MOF 斎須：

世銀では公的支出調査をやっており、歳出行動を分析している。PRSP（貧困削減戦略ペーパー）というのもそれを途上国自身に書かせて、自らコミットしてもらうということである。

神田：

NGO 側にもいろいろな意見があり、日本政府と対立する点多々ある。そういったこと、特に借款の問題など今後またきちんと議論していくことを確認したうえでいったん切りたいと思うが。

北沢：

本来はもっとプラクティカルなことを話したかった。IMF が本当にやる気なら問題ないと思うが、世銀の債務削減にはかなり問題があると思う。つまり、世銀そのものが削減できないという立場である。ウォルフェンソンの話では 3A の格付けが下がるから、G7 がトラストファンドにお金を出すのならいいが、世銀からやる気はないということである。そして、これは IBRD（国際復興開発銀行）の話なので、IDA（国際開発協会）債務をどうするか日本政府と少し話したいと思っている。IDA そのものをなくすなら、そこからやればいい。しかし、私は IDA は次善の策として続けて行くべき、アフリカなどには IDA で出すべきだと思っているので、その場合 IDA をつぶせないとしたら、それ以外のところからお金を出して、IDA の削減をしなくてはならない。そういうことをお話ししたいので、今年中に改めてお願いしたい。

MOF 丸山：

スケジュールもいろいろあると思うが、もう一度やってもいいのではないか。こういう議論は深めていきたい。決して無駄だとは思わない。意見交換をしていくとそれぞれの立場がわかってくるので。

神田：

これまでも大蔵省からいろいろ質問が投げかけられ、それに対してディスカッションするというのもやってきた。そういった問題提起も歓迎する。ただ、NGO は会合の 1 カ月前ぐらいに集まってどういう議題を出すか話し合っているのだから、その前にいただけると事前に検討する時間が十分とれるので、そのようにお願いしたい。北沢さんの今の提案はどうか。今年中に今の議題に関して話をしたいというのは。

MOF 丸山：

それはまさにうちの仕事に関わることなので、いろいろ議論して問題点をピックアップしたい。世銀に問題点をぶつけないといけないので。

神田：

では、早急に日程調整するということで。

井草：

時間もないので意見は言わないが、先程おっしゃった NGO はどう代表を選ぶのかということが象徴しているように、もちろん一枚岩ではない。ただ基本方針は同じで、表現の仕方とか、考え方も若干違いはある。そういう意味で我々もいろいろな意見を出すというのは意義あること。債務の問題に関して北沢さんと私の意見は若干違う。丸山課長の全部ドネーションでやると財政的にパンクしてしまうのではないかという話も非常におもしろいと思う。援助政策についてもまたあるので、是非やりたい。

以上

(記録:倉戸)

*注 1 大蔵省和家様より会合後、情報提供がありました。

A D B の環境政策及び環境ガイドラインの見直しについて

1) 環境政策の見直し

現在、A D B 事務局内でドラフトペーパーを策定中であり、来年 1 ~ 2 月頃にはホームページにおいて公開・コメントを求めるとのこと。

2) 環境ガイドラインの見直し

現在、A D B 事務局内で作業中、来年 1 ~ 2 月頃には各国援助機関の実務者レベルのワークショップを開催してファイナルとするとのこと。本件は、実務的な内容であるため事前に N G O 等の意見を聞く予定はないとのこと。